

大学連携研究プロジェクト事業研究業務委託

質問への回答書

●質問1

質問箇所	質問内容
仕様書 p2	連携する他団体は、県内に本社もしくは事業所が存する必要があるでしょうか？もしくは、他都道府県の団体でも可能でしょうか？

●回答1

連携する他団体等は、本社や事業所等の所在地が滋賀県内でなくとも構いません。

●質問2

質問箇所	質問内容
仕様書 p3	上記と同じく再委託先の制限についてもご教示ください。 県内企業である必要があるか？もしくは他都道府県の企業でも再委託可能でしょうか？

●回答2

再委託先に関して、本社や事業所等の所在地が滋賀県内でなくとも構いません。

●質問3

質問箇所	質問内容
様式 1	様式 1. 企画提案書提出書の代表者の押印が必要とありますが、これは事業代表者の押印でしょうか。研究代表者の押印でしょうか。

●回答3

代表者職・氏名、押印は、公募要領「2 プロポーザルに参加する者に必要な資格」に掲げる「(5) 一般社団法人環びわ湖大学・地域コンソーシアムの正会員である大学もしくは短期大学の法人組織」の契約当事者としての権限を有する代表者の職・氏名、印としてください。 (例) ○○法人●●●● 理事長 △△△△ 印 また、令和7年4月21日付けで変更公告を行い、公告および公募要領のうち、「2 プロポーザルに参加する者に必要な資格」の5について、次のとおり変更していますので、御注意ください。 【変更前】 5. 一般社団法人環びわ湖大学・地域コンソーシアムの正会員である大学もしくは短期大学であること。 【変更後】 5. 一般社団法人環びわ湖大学・地域コンソーシアムの正会員である大学もしくは短期大学の法人組織であること。 これに伴い、「様式 1_企画提案書等提出書」および「様式 4_事業費見積書」の一部を変更し、変更公告にデータを掲載しておりますので、御確認ください。 《変更公告 URL》 https://www.pref.shiga.lg.jp/zigyousya/nyusatsubaikyaku/itaku/343552.html
--

●質問4

質問箇所	質問内容
研究対象の範囲に関して	当研究では滋賀県の一部の地域を対象とした研究を検討しています。検証のために他の県の地域を一部含めて比較検討する予定です。この場合、県外の地域の事例を参考事例として扱うことは、応募要件の地域課題解決の趣旨に合致すると考えてよろしいでしょうか。

●回答4

地域課題は、仕様書に記載している内容です。 たとえば、ウェルビーイングであれば、滋賀県が進める健康しがの取組に関連するもの、ネイチャーポジティブであれば、滋賀県が進める生物多様性の保全に係る取組に関連するもの、宇宙関連技術であれば、滋賀県における新たな産業の育成に関連するもの、その他であれば、滋賀県が進める施策と関連するもの（滋賀県基本構想実施計画や各部門の計画に定めるもの等）が地域課題と考えています。 また、本事業の目的および趣旨、県の施策と整合しており地域課題の解決や地域の活性化が見込める内容であるかは、審査会で総合的に判断します。
--

●質問5

質問箇所	質問内容
評価基準 p1 提案内容の「地域課題解決への寄与」の評価基準について	評価基準の中で特に「地域課題の解決や地域の活性化が見込める内容であるか」という観点がありますが、提案において具体的にどのような内容（例：地域住民の福祉の向上、地域コミュニティの維持、経済活性化など）を重視するかについて、評価の視点や期待する具体例があれば、ご提示ください。

●回答5

提案されるテーマに応じて、審査会で総合的に判断します。

●質問6

質問箇所	質問内容
評価基準 p1 「本実証研究終了後の展望」の具体性について	評価基準において「研究終了後の展望が具体的に示され、発展性が見込めるか」が問われています。提案において終了後の展望として具体的にどのような社会実装や政策的波及効果を重視されるか、ご意見を伺えれば幸いです。

●回答6

提案されるテーマに応じて、審査会で総合的に判断します。

●質問7

質問箇所	質問内容
評価基準 p1 予算計上についての質問	本研究では、現地調査（アンケート調査、ヒアリング調査）を予定しています。経費について「妥当な費用が計上されているか」という基準がありますが、特に認められやすい費目や上限、計上の際に注意すべき点などがあれば、ご教示ください。

●回答7

提案されるテーマに応じて、審査会で総合的に判断します。

●質問 8

質問箇所	質問内容
仕様書p3 第4項②	成果物として制作する教材（カードセットやガイドブック等）を県内機関で活用・配布することを想定しています。これらの著作権および Web 等での公開・展開について、県が望ましいと考える取扱い方針があれば教えてください。

●回答 8

「業務委託契約書案」第 26 条に著作権、特許権等の取扱い、第 26 条の 2 に知的財産権の帰属について定めています。
--

●質問 9

質問箇所	質問内容
評価基準p1 「実施体制の妥当性」	本事業では、プロトタイプの段階から関係者との対話を重ねながら成果物を開発・修正するプロセスを重視しています。こうした段階的な進め方は、「実施体制の妥当性」や地域課題への貢献として適切に評価対象となるでしょうか。

●回答 9

提案されるテーマに応じて、審査会で総合的に判断します。
